

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月9日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 鉱工業承継勘定の出資金、省エネ・リサイクル支援法債務保証(一般、需給)の資金について、平成23年3月29日にそれぞれ、16,800,000千円、3,243,228千円を国庫納付済み。</p> <p>○ 省エネ・リサイクル支援法債務保証(特定)の資金について、平成22年度中に業務を終了し、平成23年4月1日に勘定を廃止し、平成22年度財務諸表確定後、政府出資金500,000千円及び利益剰余金を平成23年10月4日に国庫納付済み。</p> <p>○ 研究設備(噴出試験設備)について、平成24年3月に売却を行い、平成24年3月27日に売却額13,000千円を国庫納付済み。</p> <p>○ 区分所有宿舎について、平成24年11月に売却を行い、平成25年1月25日に売却額20,312千円を国庫納付済み。</p> <p>○ 「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、粕屋敷地、太宰府敷地、吉塚倉庫の売却額、筑紫野敷地及び篠栗書庫を平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管済み。</p> <p>○ 新エネルギー利用等債務保証の資金について、毎年保証契約に要する額を再計算し、不要額が確定次第、順次国庫納付予定。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 白金台研修センターについて、平成24年3月30日に現物納付済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 桜新町倉庫、祖師谷敷地の売却額及び本部事務所移転に伴う敷金差額について、平成23年3月29日にそれぞれ、252,262千円、364,437千円を国庫納付済み。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所の廃止も含め、管理費経費を削減済み。一般管理費は、前期中期目標期間である平成24年度末に平成19年度比▲15%の目標に対し、人件費の削減、事務所賃借料の削減等により、平成24年度末に▲22.7%を削減。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成23年10月から他の独法と会議室共用化を実施済み。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <hr/> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○海外事務所については、現地活動内容を踏まえ、必要性を精査。また、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JOGMEC、JETRO）との協力を合意済み。当該合意に基づき、JOGMECとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについてもバンコク事務所、欧州事務所等の会議室の相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、賃貸借契約期間の到来、移転条件等を勘案し、JETROと同じビルに平成24年5月に移転済み。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○白金台研修センターについて、平成24年3月30日に国に現物納付済み。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○北海道支部及び九州支部を廃止済み。区分所有宿舍を売却済み。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを実施（平成21年度2回、平成22年度2回、平成23年度2回、平成24年度4回、平成25年度2回）。</p> <p>○契約監視委員会の指摘等を踏まえ、随意契約や一者応募等の点検・見直しを引き続き実施。研究開発等で一者しか提案がなかった場合に公募期間の延長（平成22年度事業の公募から対象）やメール配信サービス登録の態勢等、一層の競争拡大に努めることにより、国の水準（金額ベース79%、件数ベース84%（平成22年度における一般競争等の割合））を大幅に上回る数値を達成。</p> <p><平成22年度> （金額ベース）一般競争等85,942,446,906円（99.8%）、競争性のない随意契約161,214,312円（0.2%） （件数ベース）一般競争等1,006件（97.6%）、競争性のない随意契約25件（2.4%）</p> <p><平成23年度> （金額ベース）一般競争等38,141,130,720円（99.5%）、競争性のない随意契約209,066,434円（0.5%） （件数ベース）一般競争等604件（96.8%）、競争性のない随意契約20件（3.2%）</p> <p><平成24年度> （金額ベース）一般競争等20,780,413,293円（96.3%）、競争性のない随意契約789,335,978円（3.7%） （件数ベース）一般競争等482件（95.4%）、競争性のない随意契約23件（4.6%）</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(行革事務局作成のため記載不要)</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人における随意契約の適正化について(依頼)」、「公共調達の見直しについて」、「新エネルギー・産業技術総合開発機構における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、引き続き随意契約の基準に係る規程及び各月毎の入札結果、随意契約の内容についてホームページで定期的に公表。</p> <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)」に基づき、平成23年7月以降から、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約等が行われていないため、該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 各担当部毎に調達していた消耗品等や図書について、契約を一本化して、スケールメリットを出す事でコスト削減に努力。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 研究開発関連業務等においては、民間活力の活用を前提として、全て企画競争・公募を実施の上で民間企業等に委託・交付し、効率的に業務を実施。</p> <p>○ 管理業務においても、外部来訪者の総合受付業務、情報基盤サービス関連業務、ウェブサーバ運用保守業務等について、一般管理費の削減等の観点から可能な限りアウトソーシング化し、競争入札を活用。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)を踏まえ、情報基盤サービス業務については民間競争入札を実施し、原則として平成27年度から落札者による事業を実施予定。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○随意契約や一者応札・応募等の点検・見直しを引き続き実施し、競争性、透明性を確保。 ○研究開発関連業務等においては、民間活力の活用を前提として、全て企画競争・公募を実施の上で民間企業等に委託・交付し、効率的に業務を実施。 ○管理業務においても、外部来訪者の総合受付業務、情報基盤サービス関連業務、ウェブサーバ運用保守業務等について、一般管理費の削減等の観点から可能な限りアウトソーシング化し、競争入札を活用。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)を踏まえ、情報基盤サービス業務については民間競争入札を実施し、原則として平成27年度から落札者による事業を実施予定。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>平成24年度対国家公務員指数は104.4ポイントとなったが、今後も引き続き、本府省業務調整手当相当の手当導入の見送り等の措置を継続し、給与水準の抑制に努力。</p> <p><国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由></p> <p>1. 学歴要因 当機構は技術的知見を駆使した専門性の高い研究開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める高学歴者の割合が国家公務員に比べて高い（大学卒以上の割合・・・国：約53%<当機構：約83%、大学院卒以上の割合・・・国：約5%<当機構：約35%）ことが、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。</p> <p>学歴を考慮せずに平均給与額を比較した指数 104.4 学歴を考慮して平均給与額を比較した指数 102.9 (△1.5)</p> <p>※平成24年度国家公務員給与等実態調査における行政職（一）の学歴別人員構成比を引用。</p> <p>2. その他要因 ①国家公務員は、相対的に給与の高い本府省に勤務する職員の割合が低い（※全体の約24%）状況であるのに対し、当機構は本部に勤務する職員の割合が高い（※全体の約98%）ことが、対国家公務員指数を引き上げている一因となっている。</p> <p>②特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して講じた措置について、当機構は労使交渉に時間を要したため、国家公務員より2ヶ月遅れて開始したことが、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。なお、実施期間は国家公務員と同様の2年間としている。</p> <p>平成25年度に見込まれる対国家公務員指数 103.8 給与水準是正の目標水準 対国家公務員指数 103.8 地域・学歴勘案 104 給与水準是正の具体的期限 平成25年度</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>(行革事務局作成のため記載不要)</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○平成25年6月末に公表済。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事監査においては、給与水準について毎年度個別項目毎（人件費・対国家公務員指数）の監査を受けており、対国家公務員指数については、対前年度比較や国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由について、厳格なチェックを実施。 ○評価委員会においては、給与水準や監事監査結果の評価を受け、その評価結果を公表。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○一般管理費については、第二期中期目標において、平成24年度末に平成19年度比▲15%の目標に対し、人件費の削減、賃貸料の削減等により、平成24年度末で▲22.7%を達成。 ○事業費については、第二期中期目標において、平成24年度末に平成19年度比▲5%を上回るとの目標に対し、平成24年度末実績で▲39.0%。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○国家公務員に準拠。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○予算策定過程において国による査定が行われており、必要な経費が積算段階から精査。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○各年度開始前に監査項目等を定めた内部監査計画に基づき計画的に業務監査及び会計監査を実施。また、監事監査との重複を避け、かつ監査内容の情報共有を図り効率的な監査を実施。監査法人とも内部監査の状況を情報共有。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○研究開発の実施にかかる見直しを行い、平成22年度新規事業から、産学官で取り組む基盤的技術の開発、安全性基準や市場性のない特定環境技術の開発、国際共同研究・実証等は委託とし、それ以外については、原則国費負担を2/3上限に設定。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○平成24年度の保有特許による収入は104,194千円。また、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用等を引き続き検討。</p>

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 【研究開発関連業務】 技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	技術シーズ育成事業（先導的産業技術創出事業）については平成24年度以降の新規案件の採択は行わないこととした。 事業規模は平成22年度予算33.1億円から24年度予算額17.6億円と、平成22年度比で約15億円を縮減した。	措置済み
02 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	2a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出をも精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	引き続き、NEDOのマネジメント機能を活かすよう努める。
03 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業②実証事業	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	2a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出をも精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	引き続き、NEDOのマネジメント機能を活かすよう努める。
04 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。	2a	新規案件の採択は行っていない。 既往案件については、事業化計画の進ちょく状況等に基づき、費用対効果も勘案しつつ、平成24年度は109件の報告徴収や71回の現地調査を実施した。今後とも資金回収の徹底を図る。	引き続き、新規案件の採択は行わない。 また、既往案件については、事業化計画の進捗状況に基づき、費用対効果も勘案しつつ現地調査を実施し、引き続き資金回収の徹底に努める。
05 【研究開発関連業務】 実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化	2a	マネジメント機能が活かせる事業に重点化するため、あらかじめ政策的ニーズの高い課題を設定した公募を行うとともに、引き続き技術指導を行うこととした。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	引き続き、研究開発マネジメント機能が活かせる事業への重点化等に努める。
06 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減 補助事業の重点化等による見直し	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。	1a	地域新エネ・省エネビジョン事業等を平成22年度でNEDO事業から廃止。	措置済み
06 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ②導入補助等	補助事業の重点化等による見直し	22年度から実施	専門性を有する普及支援については、平成21年11月の事業仕分け結果を踏まえた先端的な技術・設備への補助対象の重点化を行うとともに、地球温暖化対策に向けた議論を踏まえ、事業の見直しを行う。	1a	エネルギー使用合理化事業者支援事業については、平成23年度でNEDO事業から廃止し、平成23年度以降は、実施主体をNEDOから、公募による選定に変更。	措置済み
07 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ②新エネ債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	2a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し、不要額が確定次第、順次国庫納付予定。平成24年度においては債務保証残高が44.1億円から35.0億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。
08 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	業務移管することを決定し、関係法令を改正中（平成24年2月10日国会提出済み）。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
09	京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	2a	京都議定書の約束達成に向けて平成24年度末迄に約9,753万トンの契約を行い、うち約96%を取得済み。京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で平成28年3月31日までに廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、整理・検討する。	引き続き、事業の終了に向けて、本事業の着実な実施に努める。
10	【経過業務】 鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み
11	【経過業務】 石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	業務移管することを決定し、関係法令を改正中（平成24年2月10日国会提出済み）。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
12	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約10.6億円）	措置済み	
13	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約21.8億円）	措置済み	
14	新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	2a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し、不要額が確定次第、順次国庫納付予定。平成24年度においては債務保証残高が44.1億円から35.0億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。	
15	鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み	
16	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（5億円）を国庫納付する。	1a	平成23年10月4日に国庫納付済み。（5億円）	措置済み	
17	不要資産の国庫返納	区分所有宿舍	23年度以降実施	区分所有宿舍（6戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。	1a	平成25年1月25日に国庫納付済み。（約0.2億円）	(措置済みのため記載無し)
18	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。	—	当該資産は、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管され、当該機構が対応する。	—	
19	伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。	2a	国庫納付に向け、平成24年12月、平成25年2月に入札を実施したが結果は不調となった。（簿価約0.1億円）	引き続き、入札方法（入札時期、公告期間）を工夫しつつ、国庫納付に向けた手続きに努める。	
20	研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。	1a	平成24年3月27日に譲渡収入額0.1億円を国庫納付済み。	措置済み	
21	白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。	1a	平成24年3月30日に現物納付済み（簿価約9.2億円）。	措置済み	
22	地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。 なお、九州支部は石炭関連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。	1a	平成25年3月末で北海道支部、九州支部を廃止した。 関西支部については管理機能を本部に統合した。	(措置済みのため記載無し)	
23	事務所等の見直し	会議室の共用化	23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。	1a	23年10月から経済産業研究所（RIETI）と会議室共用化を実施済み。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
24	海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JOGMEC、JETRO）との協力を合意済み。今後、個々の海外事務所の賃貸借契約期間、移転条件等の諸状況を踏まえ、海外事務所施設等の共用化・近接化を個別具体的に進めるとの結論を得た。なお、当該合意に基づき、JOGMECとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについてもバンコク事務所、欧州事務所等の会議室の相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、賃貸借契約期間の到来、移転条件等を動かし、JETROと同じビルに平成24年5月に移転済。	措置済み
25	取引関係の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。	2a	民間からの出向者数については、引き続き抑制した。	引き続き、民間からの出向者数の抑制に努める。

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・鳥飼敷地、福岡地行敷地について、平成21年9月に売却処分済み。 ・祖師谷宿舎、桜新町倉庫について、それぞれ平成22年8月及び6月に売却処分済み。 ・「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、粕屋敷地、太宰府敷地、吉塚倉庫の売却額、筑紫野敷地及び篠栗書庫を平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管済み。 ・指摘を受けた3つの研究施設について、先進型廃棄物発電フィールドテスト事業施設については、平成20年12月に売却処分済み、坑外模擬施設については、平成22年1月に解体撤去済み、噴出試験設備については、平成24年3月に売却処分済み。 	(措置済みのため記載無し)
2	同上	同上	1	白金台研修センターについて、平成24年3月30日に国庫へ現物納付済み。	(措置済みのため記載無し)
3					
4					